



森林整備を一層推進するための 森林環境譲与税の譲与基準の見直しに関する意見書

本市においては地球温暖化防止や国土保全、水源かん養等森林の有する多面的機能の発揮に向け、日々森林整備等の取り組みを進めている。近年は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、森林の役割に対する期待が高まるほか、局部的豪雨等による山地災害の多発により、森林整備の必要性も増している。

このような中、令和元年度からは、森林経営管理制度の開始とともに、森林環境譲与税が導入され、市町村が主体となり手入れ不足の私有林人工林の意向調査や整備等が順次進められ、林野庁において公表された森林環境譲与税の活用実績は徐々に増加してきている。全国的に見ても単年度譲与額に対する執行率は100%を下回っているものの、これまで市町村が地道に行ってきた森林経営管理制度に基づく意向調査は着実に進んでおり、この結果を踏まえた間伐等の森林整備を今後さらに本格的に進めていくことが必要となっている。

また、森林環境譲与税により森林整備を進めることは、山の木材供給力を高め、その結果として木材利用を推進することとなり、地域産業の発展に大きく寄与するところである。

よって本市議会は国に対し下記の事項について強く要望する。

記

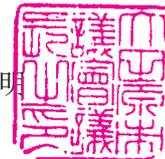
森林整備を一層推進するため、森林の多い地域への森林環境譲与税の配分を高めるよう譲与基準を見直すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月30日

栃木県大田原市議会議長

君島孝明



【提出先】 内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長